

諮問日：平成31年3月12日（平成30年度（情）諮問第31号）

答申日：令和元年12月20日（令和元年度（情）答申第18号）

件名：大阪高等裁判所における入庁検査の実施についての一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「大阪高等・地方・簡易裁判所庁舎における入庁検査の実施について（平成29年12月12日付）」の開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が、「大阪高等・地方・簡易裁判所庁舎における入庁検査の実施について」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が平成31年2月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 裁判所の時間外窓口としての当直室は、訴状等の提出その他裁判所に用事がある人間であれば誰でも利用できる関係で、所持品検査の実施時間帯に関しては誰でも認識できる情報であるから、不開示情報に相当しない。
- 2 障害者等の入館については、警備員等が棒状金属探知機や接触による検査を行っていることに関しては、裁判所の入口で観察していれば誰でも認識できる情報であるから、不開示情報には相当しない。
- 3 X線手荷物検査装置及びゲート式金属探知機を使用していることに関しては、裁判所の入口で観察していれば誰でも認識できる情報であるし、特定の地方

裁判所で開催された地方裁判所委員会の議事概要でも開示されている情報であるから、不開示情報に相当しない。

- 4 所持品検査除外者の一部については、上記3の議事概要でも開示されている情報であるから、不開示情報に相当しない。
- 5 裁判所所管の平成31年度歳出概算要求書によれば、裁判所の所持品検査において、X線検査装置及びゲート式金属探知機を使用していることが分かる。
- 6 特定の裁判所のホームページにおいて、入庁時の所持品検査に際し、ゲート式金属探知機及びX線手荷物検査装置等を使用することが公表されている。
- 7 本件対象文書は、全く黒塗りのない状態で特定の団体のホームページにおいて公表されているにもかかわらず、入庁検査の妨害等を企てられて庁舎内に危険物を持ち込まれるといった事態は発生していないはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）には、入庁検査の具体的な方法や所持品検査の使用機器、所持品検査除外者に関する事項等が記載されているところ、これらの情報を公にすると、入庁検査の妨害等を企てられて庁舎内に危険物を持ち込まれるおそれがあり、ひいては裁判所利用者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある。

よって、これらの情報を公にすることは、適正な警備事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に定める不開示情報に相当する。

- 2 苦情申出人の上記第3の1から6までの主張について、本件不開示部分に記載された情報はいずれも大阪高等裁判所において公表していない情報であり、大阪高等・地方・簡易裁判所庁舎（以下「本件庁舎」という。）を観察することなどによって認識できる情報及びその他の庁の入庁検査につき公表され

ている情報からは、いずれも本件庁舎における取扱いが推測されるのみであり、本件不開示部分に記載された情報が明らかになるものではない。また、警備態勢については、各庁の規模や構造等の事情を踏まえて決められるものであるところ、入庁検査の情報につき他の庁で公表されていることをもって、各庁における当該情報を開示しなければならないとすると、それらの情報を分析されることにより、総合的に裁判所の警備態勢の傾向が予測され、今後の裁判所全体における警備実施に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、苦情申出人の上記第3の7の主張について、文書開示手続においては、開示申出を受けた各裁判所が対象となる文書の内容を個別具体的に検討し、各裁判所が独自に開示・不開示の判断を行うものであるところ、対象文書が特定の団体のホームページ上で公表されているとしても、それは当該団体が自らの判断で公表しているにすぎず、開示申出を受けた裁判所の判断を拘束するものではない。なお、本件不開示部分には警備に関する具体的な運用が記載されており、この情報を公にすることは警備レベルの低下を招くことになるから、この情報の流通を拡大させることは、大阪高等裁判所にとって、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれにつながる。また、現在まで本件庁舎内の安全が脅かされる事態が発生していないからといって、今後発生するおそれがないとはいえない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年3月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和元年6月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年8月23日 審議
- ⑥ 同年10月4日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受

⑦ 同月 18日 審議

⑧ 同年 11月 15日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 見分の結果によれば、本件対象文書は、近畿弁護士会連合会及び大阪弁護士会に対し、本件庁舎における入庁検査の実施について通知した文書であり、本件不開示部分は、入庁検査の実施時間帯や方法、所持品検査における使用機器、所持品検査除外者に関する事項であることが認められる。このような記載内容に照らして検討すれば、本件不開示部分を公にすると、入庁検査の妨害等を企てられて本件庁舎内に危険物が持ち込まれるなどし、裁判所利用者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるといえ、適正な警備事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

この点について、苦情申出人は、本件庁舎における入庁検査の運用に関し、①裁判所の利用者であるか、又は裁判所の入口で観察していれば、誰でも認識できる情報である、②特定の地方裁判所で開催された地方裁判所委員会の議事概要が開示されている、③最高裁判所から内閣に送付された歳出概算要求書（裁判所所管）において、所持品検査の使用機器が記載されている、④特定の裁判所のホームページにおいて、入庁時の所持品検査における使用機器が公表されている、⑤本件対象文書は、全く黒塗りのない状態で特定の団体のホームページで公表されている旨を主張する。

しかし、①については、苦情申出人の主張する方法によって得られる情報からは、本件庁舎における入庁検査の運用が推測されるにとどまり、本件不開示部分が明らかになるとはいえない。また、②から④までについては、裁判所の警備態勢はそれぞれの庁の規模や構造等の事情を踏まえて決定されるものであることからすれば、本件庁舎における所持品検査の使用機器を含め、その入庁検査の運用が明らかにされているとはいえない。さらに、⑤については、仮に本件対象文書が特定の団体のホームページ上に掲載されていると

しても、当該団体が自らの判断で掲載していたものにすぎず、裁判所が組織として公にしたものではないことを踏まえれば、本件不開示部分に記載された情報の流通を拡大させることは、大阪高等裁判所にとって、なお警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれにつながるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、苦情申出人の主張はいずれも採用できない。

よって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人